

❖ 2～4月号では、「新成人」のための人生とお金の知恵として、

- ❖ 「収入>支出」にしましょう！
- ❖ 「複利の力」を知りましょう！
- ❖ 「お金を増やしたい！」とき！

について取り上げました。

❖ 今回のテーマは、「お金を借りる」前に です。

❖ 返せるかどうかよく考えましょう。

❖ クレジットカードや消費者金融の金利は高いと知りましょう。

- ・ クレジットカード…カードを使うことは、お金を借りることです。



1回払い…なし

金利の例

分割払い(12回)…年15%
リボ払い*…年15%
キャッシング…年18%

※毎月一定額を支払う方式など

- ・ 消費者金融…無担保・小口・短期・緊急の資金ニーズに柔軟に応じます。

その分、金利は高くなっています(年18%など。下表の上限金利で貸すのが通例です)。

❖ お金を返せない場合、どうなるか知りましょう(奨学金を含む)。

返済期限が来ているのにお金を返せない状態(延滞)が2～3か月以上続くと…

⇒個人信用情報機関に延滞情報が登録され、クレジットカードや住宅ローンなどを利用できなくなります。延滞金利も発生します。奨学金や携帯料金(端末の分割払い分)の延滞でも同じです。

❖ 金利には上限があります。

100万円以上	年15%
10万円以上100万円未満	年18%
10万円未満	年20%

【注意】「ヤミ金融」…「10日で1割(トイチ)」、「10日で5割(トゴ)」などの金利で貸します(年利では365%、1825%)。これは犯罪です。暴力的な取り立ても行われ、家族などにも被害が及びます。決してヤミ金融に近づくべきではありません。

❖ 「自己破産」についても知っておきましょう。

- ・ どうしても借金を返せないときは！

⇒思い詰めた行動(自殺、犯罪など)に走ってはいけません。裁判所に申し立てれば、破産が宣告され、通常は借金がなくなります(免責)。これを自己破産といい、個人を再出発させるためのしくみです。

- ・ ただし、自己破産すると、正規の業者から借りることはできなくなります。収入の範囲内に支出を抑える(「収入>支出」の原則に戻る)ことが必須となります。
- ・ 20万円以上の財産、99万円以上の現金は処分されます。
- ・ 自治体への公的年金や国民健康保険の支払いはなりません。

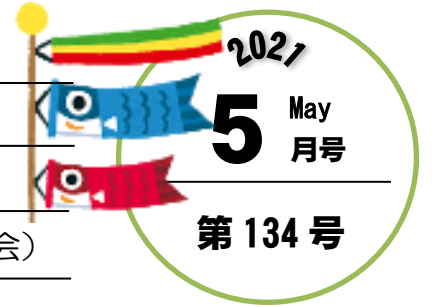
出典：金融広報中央委員会

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆5月は「消費者月間」です
- ◆税込価格の表示（総額表示）が必要になりました！
- ◆宮城県消費生活センターからのお知らせ
- ◆お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（金融広報委員会）



5月は「消費者月間」です

<消費者月間とは>

「消費者保護基本法」（現在は「消費者基本法」）が昭和43年5月に施行されてから20周年を迎えたことを機に、昭和63年から、毎年5月を「消費者月間」としています。この期間中、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発などの事業を行っています。

令和3年度「消費者月間」統一テーマ

「消費」で築く新しい日常

生活用品の買い占めや買いだめ、心理的に不安定な状態となっている消費者に付け込む悪質商法など、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに、合理的でない消費行動や新たな消費者被害が発生しています。

このような現状を踏まえ、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動を控え、自分のことだけでなく社会全体のことを考えた消費行動が求められています。



★宮城県消費生活センターの消費者月間の取組★

○「消費者月間」パネル展

県庁1階ロビー・2階回廊開催：

令和3年5月10日～14日



これを機会に、消費生活について

皆さんで考えてみませんか？



税込価格の表示(総額表示)が必要になりました！

平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までの間は一定の要件を満たせば、税込価格を表示しなくてもよいとされる特例が認められていました。

この特例が失効する令和3年4月1日以降は、事業者が消費者に対して価格を表示する場合には、総額表示が必要になりました。

「税抜価格表示」では、会計するまで実際に支払う金額が分かりにくく、また、お店によって「税込」「税抜」が混在し同一の商品やサービスの価格が比較しづらいこともありました。

「総額表示」の実施により、値札や広告を見ただけで実際の支払金額が分かるようになるとともに、価格の比較も簡単にできるようになります。

税込価格10,780円(税率10%)の場合

◇総額表示に《該当する》価格表示の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

9,800円(税込10,780円)

10,780円(税抜価格9,800円、980税円)

★税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税や税抜価格を併せて表示することも可能です。

◇総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800(税抜)

9,800(本体価格)

9,800+税



- 最終的にいくら払えばよいのか分かりやすくなる。
- 価格の比較が簡単にできる。

詳しくは、財務省や国税庁のホームページを確認しましょう



消費生活相談窓口



消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く。）

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。（相談時間 月～金 9時～16時）

<p>【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700</p>	<p>【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700</p>	<p>【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700</p>
<p>【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700</p>	<p>【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000</p>

◎各市町村にも相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。）

Facebook
はこちら！



ウェブフォームから
ご相談の受付がで
きます。



本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪



宮城県消費生活センターからのお知らせ

◇◇皆様の御理解と御協力をお願いいたします◇◇

空調設備工事につき、十分な換気ができないため、お電話での相談をお願いしております。

●お休みについて●

ゴールデンウィーク期間中の宮城県消費生活センターの相談受付日は、下の表のとおりです。
また、5月15日（土）と16日（日）は、県庁舎の電気設備定期点検に伴いお休みとなりますので、ご了承願います。

4月						
月	火	水	木	金	土	日
26	27	28	29	30		
5月						
月	火	水	木	金	土	日
3	4	5	6	7	1	2
8	9	10	11	12	8	9
10	11	12	13	14	15	16

<相談受付時間>

- ・しるしのない日（平日）
午前9時～午後5時
- ・○で囲われた日（土日）
午前9時～午後4時
- ・×の日はお休みです。

